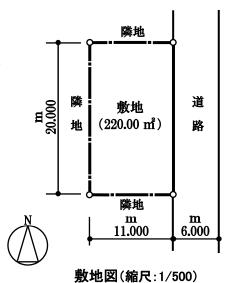
# 設計課題 「歯科診療所併用住宅〔鉄筋コンクリート造3階建て〕」

## 1. 設計条件

- ある地方都市の市街地において、歯科診療所併用住宅を計画する。
- なお、計画に当たっては、次の①~②に特に留意すること。
- ① 診療所部分と住宅部分とは、出入口を明確に分離し、屋内の2階部分で行き来ができるようにする。
- ② 診療所部分の待合室は、明るく開放的な空間となるよう、吹抜け(面積は、15m²以上)を設ける。

#### (1) 敷地

- ア. 形状、道路との関係、方位等は、右図のとおりである。
- イ. 第一種中高層住居専用地域にあり、防 火・準防火地域の指定はない。
- ウ. 建蔽率の限度は 60%、容積率の限度は 200%である。
- エ. 地形は平たんで、道路及び隣地との高 低差はなく、地盤は良好である。
- オ. 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。
- カ. 敷地の周囲には、防火上有効な空地、 耐火構造の壁等はない。



### (2) 構造、階数、建築物の高さ等

- ア. 鉄筋コンクリート造3階建とする。
- イ. 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは9m以下とする。
- ウ. 建築物の外壁面及び柱面は隣地境界線から500 mm以上離す。
- エ. 塔屋(ペントハウス)は設けない。

### (3) 延べ面積等

- ア. 延べ面積は、「260 ㎡以上、300 ㎡以下」とする。
- イ. ピロティ、玄関ポーチ、吹抜け、駐輪スペース等は、床面積に算入しないものとする。

#### (4) 家族構成等

- ア. 住宅部分: 夫婦(50歳代)
- イ. 診療所部分: 夫婦(共に歯科医師)、スタッフ(3名)

### (5) 要求室

下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。

部分	設	置階及び室名	特 記 事 項
診療所部分	1 階	便 所 ( A ) 受 付 自動車車庫(A)	<ul> <li>ア. 待合コーナーとしてもよい。</li> <li>イ. 明るく開放的な空間となるよう、吹抜けを設ける。</li> <li>ウ. 履物は履き替えるものとし、履き替えスペースを設ける。ただし、段差は設ける必要はない。</li> <li>エ. 履き替えスペースに下足入れを設ける。</li> <li>・患者用とする。</li> <li>・受付カウンター及びカルテ棚を設ける。</li> <li>ア. 患者用として、2 台分を設ける。</li> <li>イ. 自動車車庫の出入り口にシャッターを設ける。</li> </ul>
	2 階	診察スペース	7. 自動車車庫の出入り口にフャケケーを設ける。 ア. 同時に3名の診察及び治療が行えるよう、3か所の診察ブースを設ける。 イ. 各診察ブースの広さは、心々2,500 mm×2,500 mm以上とし、壁もしくはパーティションで区切るようにする。
		技工室スタッフ室底室	<ul><li>・ コーナーとしてもよい。</li><li>・ スタッフの休憩や更衣などに使用する。</li><li>・ スタッフ用とする。</li></ul>
住宅部分	1 階	玄 関自動車車庫(B)	ア. 下足入れを設ける。 イ. 自動車車庫(B)と直接行き来できるようにする。 ア. 住宅用として、乗用車 1 台分を設ける。 イ. 有効広さは、幅 2.5m×奥行き 5m以上とする。 ウ. 自動車車庫の出入り口にシャッターを設ける。 エ. 倉庫(面積は、3m²以上)を設ける。
	3階	食     事     室       台     所       夫     婦     寝     室       洗     面     脱     衣     室	<ul> <li>ア. 面積は、25 ㎡以上とし、1室にまとめてもよい。</li> <li>イ. 食事室に、ダイニングテーブル(1,500 mm×900 mm)及びいす(4 席)を設ける。</li> <li>・ 洋室 15 ㎡以上とし、その他に収納を設ける。</li> <li>・ 廊下とは別に、台所からも出入りできるようにしてもよい。</li> <li>・ 面積は、4 ㎡以上とする。</li> </ul>

(注1)各要求室においては、床面積・広さの指定がない場合、床面積は適宜とする。 (注2)診療所部分においては、1階及び2階は、階段の他にエレベーターで連絡する。 (注3)診療所部分と住宅部分との間は、両部分を行き来するための防火戸で防火区画 とする。また、住宅部分の階段についての防火区画(竪穴区画)は、考慮しなくて よい。

## (6)屋外施設

名称	特 記 事 項
駐輪スペース	・ 診療所用として3台分を設ける。
スロープ	・ 必要に応じて設ける。(住宅部分の玄関及びポーチには不要。)
緑化スペース	・ 道路に面して、合計 5m²以上の緑化スペースを設ける。

# (7)エレベーター

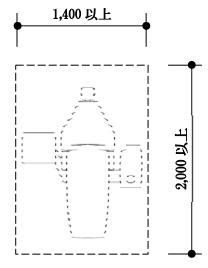
診療所部分に設けるエレベーターは、次のとおりとする。

- ・診療時間中は患者専用とし、診療所のスタッフは階段を利用する。
- ・エレベーターシャフトは、心々2,000 mm×2,000 mm以上とする。
- ・駆動装置は、エレベーターシャフト内に納まるものとし、機械室は設けなくてもよい。
- ・出入口の幅の内法は、800 mm以上とする。
- ・乗降ロビーは、心々2,000 mm×2,000 mm以上とする。(廊下と兼用してもよい。)

## 2. 要求図書

- a. 下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- b. 図面は黒鉛筆仕上げとする(定規を用いなくてもよい)。
- c. 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の 1 目盛は、5mm(部分詳細図(断面)にあっては、10mm)である。
- d. シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてよいものとする。

要求図書	へ列東のための機械換気設備等は、記入しよくしよいものとする。 − 特 記 事 項
(1)1 階平面図	ア.1階平面図兼配置図、2階平面図及び3階平面図には、次
兼 配 置 図 (1/100)	のものを記入する。     ・建築物の主要な寸法     ・室名等     ・断面図の切断位置及び方向
(2)2 階平面図	イ.1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。
(1/100) (3)3 階平面図 (1/100)	・敷地境界線と建築物との距離 ・道路から建築物へのアプローチ、駐輪スペース、スロープ、緑化スペース、門(住宅部分に限る)、塀、植栽等 ・道路から敷地及び建築物への出入口には△印を付ける。 ・待合室、玄関の土間部分、廊下(住宅部分)、自動車車庫(A)、自動車車庫(B)の地盤面からの床高さ・部分詳細図(断面)の切断位置及び方向・便所(A)…洋式便器 ウ. 2 階平面図には、次のものを記入する。 ・1 階の屋根伏図(1 階の屋根がある場合)・防火戸に(防)と明記する。 ・防火戸に(防)と明記する。 ・防タスペース…歯科治療台設置スペースを記入する。・消毒室…流し台、作業台・技工室…机、いす・スタッフ室…テーブル(4 席)・院長室…机、いす
	・便所(B)…洋式便器  エ. 3 階平面図には、次のものを記入する。  ・2 階の屋根伏図(2 階の屋根がある場合) ・居間・食事室・台所…台所設備機器(流し台、調理台、コンロ台、冷蔵庫等)、テーブル(4 席)、ソファ、リビングテーブル、テレビ台 ・夫婦寝室…ベッド(計 2 台) ・洗面脱衣室…洗面台、洗濯機 ・浴室…浴槽 ・納戸…棚
	・便所(C)…洋式便器、手洗い器
(4)立面図(1/100)	ア. 東側立面図とする。 イ. 隣地境界線(北側及び南側)を記入する。 ウ. スロープについては外観で見える場合に記入する。 エ. 非常用進入口(代替進入口)のある位置に▼印を記入する。
(5)断面図(1/100)	ア. 切断位置は、東西方向とし、1 階・2 階・3 階それぞれの開口部を含む部分とする。 イ. 建築物の外形、床面及び天井面の形状がわかる程度のものとし、構造部材(梁、スラブ、地中梁等)を記入する。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1 階床高、開口部の内法寸法及び主要な室名を記入する。 エ. 見え掛かりの開口部、階段等(室の対向面に見えるもの)は記入しなくてよい。
(6)部分詳細図 (1/20)	ア. 切断位置は、外壁を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、基礎及び床の部分(床の仕上面からの高さ200 mm以上)とし、外壁の柱心から1,000 mm以上とする。 ウ. 主要部の寸法等を記入する。 エ. 主要部材(外壁、地中梁、床スラブ)の名称・断面寸法を記入する。 オ. 外気に接する部分(外壁、床)の断熱措置を記入する。 カ. 主要な部位(外壁、内壁、床)の仕上材料名を記入する。
(7)面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(8)計画の要点	・ 建築物及び敷地の計画に関する次の①~③について、具体的に記述する。 ① 診療所部分の計画について、工夫した点 ② 住宅部分の計画について、工夫した点 ③ 構造の計画について、工夫した点



(注)歯科治療台設置スペースは、図のように四角を破線で記入すればよい(歯科治療台は記入しなくてもよい)。

歯科治療台参考図(縮尺:1/40)